

発議第5号

令和6年9月2日

みやき町議会議長 平野 達矢 様

提出者 みやき町議会議員

岡 広明

賛成者 みやき町議会議員

益田 清
末次 優
岡 反清

少人数学級・教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出しま
す。

少人数学級・教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数の改善等が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画通りに進捗すれば、25年度に完了となります。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げについて検討をすること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員定数を改善して教員の持ち授業時数を削減し、時間外勤務手当の支給を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を1/2に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

佐賀県みやき町議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様